

取扱い金融機関（各本支店）

〈令和7年4月1日現在〉

指定金融機関

埼玉りそな銀行

収納代理金融機関

りそな銀行	飯能信用金庫
武蔵野銀行	青梅信用金庫
東和銀行	中央労働金庫
埼玉縣信用金庫	いるま野農協

東京都(島しょを除く)・山梨県・及び関東
各県の各ゆうちょ銀行・郵便局
※年度途中に変更する可能性があります。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定 について

東京都(島しょを除く)・山梨県・及び
関東各県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利
用される場合は、右の「指定通知書」を当
初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に
提出してください。

なお、前年度の指定郵便局は本年度も引
き続き利用できますので提出の必要はあり
ません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様
郵便局長様

狭山市長

小谷野



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税
・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しまし
たので通知いたします。

認可番号	貯業1第3377号
口座番号	00100-8-960121番
加入者名	埼玉県狭山市会計管理者
取りまとめ局	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター